

令和3年度第3回倉敷市男女共同参画審議会議事要旨

日 時 令和3年11月15日（月）午前10時30分～11時15分
会 場 倉敷市消防局 講堂
出席委員 委員16名（欠席4名）
事務局 人権政策部長、人権政策部次長
男女共同参画課長及び同課職員、男女共同参画推進センター所長
傍聴人 なし
報 道 なし

審議会次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) パートナーシップ宣誓制度について
 - ア 審議会委員及びパブリックコメントの意見について
 - イ 要綱案及び様式について
 - ウ 市民向け手引き及びチラシについて
- 4 その他
- 5 閉会

会議要旨

（○会長、△副会長、○委員、●事務局）

●出席委員は過半数に達しており、倉敷市男女共同参画条例第31条第2項の規定により会議成立

次第3 議事

議事 (1) パートナーシップ宣誓制度について
ア 審議会委員及びパブリックコメントの意見について

●会議資料P1～P6、資料に基づき、事務局説明。

○ただいまの説明について質問、意見はありますか。

○宣誓制度の利用によって得られる行政サービスについては、運用開始後に拡充を図っていくことに期待したいところですが、運用開始時点でもう少し利用できるサービスを増やすことができないか。

運用開始まであまり時間もなく府内での調整も大変であることを踏まえ、制度運用開始時点では、市民病院における入院時の説明や手術の同意、市営住宅の入居申込みが可能ということですが、救急車への同乗などについては、現実的には制約がないにしても、搬送者との関係の確認を求められスムーズに同乗できないということも考えられることから、宣誓制度を利用していればスムーズに救急車への同乗が可能となるような対応について、追加することは可能でしょうか。

●検討いたします。

議事（1）パートナーシップ宣誓制度について

イ 要綱案及び様式について

●会議資料P7～P14 資料に基づき説明

◎ただいまの説明について質問、意見はありますか。

○代筆についてのお尋ねなのですが、代筆というのは職員が行うことが原則になるのか、同行する友人等が代筆することが前提になるのか、様式を見ると職員の場合は、住所欄にどのように記入されることになるのかなど、気になる。

●代筆については市の職員を考えているが、もし同行者で代筆する方が一緒に来られた方がいらっしゃる場合はその方でも可能とすることは考えている。

○職員の代筆を前提とするなら、様式の中で書き方を詳しく書く必要はあるのかと思うがいかがでしょうか。

●様式については、職員の代筆を前提としているが、第三者の代筆も想定してこのように詳しくしている。

○職員の代筆の場合は、住所は市役所の住所か。

●市の職員であれば市役所の住所です。

議事（1）パートナーシップ宣誓制度について

ウ 市民向け手引き及びチラシについて

●会議資料 別冊に基づき説明

◎ただいまの説明について質問、意見はありますか。

○質問、意見なし。

議事4 その他

●オンライン会議アンケート結果の報告、にじいろシネマの開催告知、にじの祭典のお知らせ、女性に対する暴力をなくす運動・児童虐待防止運動のお知らせ

◎ただいまの報告等について質問、意見はありますか。

○質問、意見なし。

◎これをもちまして、本日の会議は終了します。円滑な議事進行に協力頂き感謝します。

●今年度予定している審議会は以上となります。ありがとうございました。

以上

令和3年/2月/5日

会長 真次浩司

副会長 鳥田恭子